

第
4426
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 2月20日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

☞ ソーラーシステムの余剰電力の売却

Q：ソーラーシステムを導入しようと思っていますが、余剰電力を売った場合は、どのように取り扱われますか？

A：給与所得者か事業所得者か不動産所得者かで取扱いが違います。

【解説】

太陽光発電による余剰電力を売却した場合の収入の取扱いは、次のようになっています。

①給与所得者の場合

給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却している場合は、雑所得に該当します。

この場合の必要経費に算入する減価償却費の額は、発電量のうちに売却した電力量の占める割合を業務用割合として計算して求めた金額となります。

なお、この場合の耐用年数は、17年を使います。

②自宅兼店舗の場合

余剰電力の売却収入は、事業所得の収入金額となります。なお、この場合の必要経費に算入する減価償却費の額は、発電量のうち売却した電力量以外の割合を店舗と自宅における使用の実態に基づく使用率や使用面積割合等の合理的な基準による店舗の使用割合によりあん分し、その割合と発電量のうちの売却した電力量の割合の合計を事業用割合として計算します。

③賃貸アパート経営の場合

余剰電力の売却収入は、不動産所得となります。

